

# 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

## 記

### 1. 競争入札に付する事項

- (1) 入札件名：「放射線管理用モニタ等定期点検」
- (2) 仕様：入札説明書による。
- (3) 数量：一式
- (4) 納期：2027年 2月26日
- (5) 納入場所：茨城県那珂郡東海村白方字白根2-53  
公益財団法人核物質管理センター 東海保障措置センター内指定場所

### 2. 必要書類等の提出場所等

- (1) 契約事項を示す場所及び入札説明書を交付する場所  
郵便番号：110-0015  
所在地：東京都台東区東上野一丁目28番9号 キクヤビル3階  
機関名：公益財団法人核物質管理センター  
担当部署：総務部 契約課  
フリガナ：サカイ ノリカズ  
担当者名：酒井 紀和  
電話番号：03-5816-7765  
FAX：03-3834-5265  
Mail：keiyaku-info@jnmcc.or.jp  
交付方法：センターホームページ内「調達情報」よりダウンロードすること。
- (2) 入札説明書のダウンロード可能期間  
2026年 7月 8日(水)～2026年 7月27日(月) 午後5時まで
- (3) 質問書提出期限(本入札に参加するには、期限までに質問書を提出すること)  
2026年 7月29日(水) 午後4時まで  
公益財団法人核物質管理センター 東京本部  
総務部 契約課 必着(FAX・電子メール可)  
なお、質疑がない場合でも、その旨を記載し提出すること。
- (4) 入札仕様書等提出期限  
2026年 8月 5日(水) 午後4時まで  
公益財団法人核物質管理センター 東京本部 総務部 契約課 必着(電子メール可)
- (5) 入札及び開札の日時及び場所  
2026年 8月25日(火) 午前10時00分  
公益財団法人核物質管理センター 東京本部 3F会議室  
なお、入札書を郵送する場合、書留郵便若しくは配達記録が残るように、東京本部  
総務部 契約課まで 2026年 8月24日(月) 午後5時必着とする。

### 3. 入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額（非課税分を除く）に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者か免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 4. 競争入札に参加する者に必要な資格

(1) 次の①～⑤に該当する者は入札に参加することができない。

①成年被後見人

②未成年者、被保佐人及び被補助人（契約締結のための必要な同意を得ている場合は除く。）

③破産者で復権を得ない者

④競争に参加することを妨げ、又は契約の締結もしくは履行を妨げ、公序良俗に違反した者であって、その事実があった後2年を経過しない者（代理人、支配人、その他の使用人として使用する者についても、同様とする。）

⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員もしくはこれらと関係する者

(2) 2026年度 国・地方公共団体等における競争参加資格（東北、関東・甲信越）の「役務の提供等」の資格を有すると認められた者

### 5. 入札保証金

免除する。

### 6. 入札の無効

入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

### 7. 契約書作成の要否

契約締結にあつては、契約書を作成するものとする。

### 8. 落札者の決定方法

予定価格の制限に達した入札者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

### 9. その他

詳細については、入札説明書による。

2026年 7月 8日

公益財団法人核物質管理センター  
総務部長 猪 狩 和

# 入札説明書

一般競争入札の詳細は下記のとおりとする。

## 記

### 1. 競争入札に付する事項

- (1) 入札件名：「放射線管理用モニタ等定期点検」
- (2) 仕様：仕様書による。
- (3) 数量：一式
- (4) 納期：2027年 2月26日
- (5) 納入場所：茨城県那珂郡東海村白方字白根2-53  
公益財団法人核物質管理センター 東海保障措置センター内指定場所

### 2. 必要書類等の提出場所等

- (1) 契約事項を示す場所及び提出場所等  
郵便番号：110-0015  
所在地：東京都台東区東上野一丁目28番9号 キクヤビル3階  
機関名：公益財団法人核物質管理センター  
担当部署：総務部 契約課  
フリガナ：サカイ ノリカズ  
担当者名：酒井 紀和  
電話番号：03-5816-7765  
FAX：03-3834-5265  
Mail：keiyaku-info@jnmcc.or.jp
- (2) 質問書提出期限（本入札に参加するには、期限までに質問書を提出すること）  
2026年 7月29日（水） 午後4時まで  
公益財団法人核物質管理センター 東京本部  
総務部 契約課 必着（FAX・電子メール可）  
なお、質疑がない場合でも、その旨を記載し提出すること。
- (3) 入札仕様書等提出期限（11. その他（1）②に示す書類）  
2026年 8月 5日（水） 午後4時まで  
公益財団法人核物質管理センター 東京本部 総務部 契約課 必着（電子メール可）
- (4) 入札及び開札の日時及び場所  
2026年 8月25日（火） 午前10時00分  
公益財団法人核物質管理センター 東京本部 3F会議室  
なお、入札書を郵送する場合、書留郵便若しくは配達記録が残るように、東京本部  
総務部 契約課まで 2026年 8月24日（月） 午後5時必着とする。

### 3. 入札方法

- (1) 請負金額一式とする。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額（非課税分を除く）に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者か免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 4. 競争入札に参加する者に必要な資格

(1) 次の①～⑤に該当する者は入札に参加することができない。

①成年被後見人

②未成年者、被保佐人及び被補助人（契約締結のための必要な同意を得ている場合は除く。）

③破産者で復権を得ない者

④競争に参加することを妨げ、又は契約の締結もしくは履行を妨げ、公序良俗に違反した者であつて、その事実があつた後2年を経過しない者（代理人、支配人、その他の使用人として使用する者についても、同様とする。）

⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員もしくはこれらと関係する者

(2) 2026年度 国・地方公共団体等における競争参加資格（東北、関東・甲信越）の「役務の提供等」の資格を有すると認められた者

#### 5. 入札保証金

免除する。

#### 6. 技術審査

提出された入札仕様書等は契約担当者において審査し、採用し得ると判断した入札仕様書等を提出した者のみ入札に参加できるものとする。

#### 7. 入札及び開札

(1) 入札は契約の申込みとして取り扱う。

(2) 代理人又は復代理人（以下「代理人」という。）が入札する場合は、入札書（参考資料2）に、代表者の氏名（年間委任状が提出されている場合は当該代理人の氏名）及び法人名称もしくは商号、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記入して押印をしておくとともに、その者に対する委任状（参考資料1）その他これに準ずる書類をもって代理権のあることを証明するものとし、入札書と同時に提出することとする。

(3) 入札書の記載方法

入札は、すべて入札書で行う。入札書は横書、楷書で明確に記載し、数字はアラビア数字を用いて作成したうえ、封かんし、封皮には、自己の氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「何月何日開札、\_\_\_\_\_の入札書在中」と記入しなければならない。

郵便により提出するときは、二重封筒とし、入札書の中封筒に入れて密封のうえ当該中封筒の封皮には直接提出する場合と同様に氏名等を記入し、外封筒の封皮には、「何月何日開札、\_\_\_\_\_の入札書在中」と記入しなければならない。

(4) 代表者（年間委任状による受任者を含む）又は、その代理人（以下「競争入札参加者等」という。）は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。

(5) 競争入札参加者等は、その提出した入札書の差換え、変更、又は、取消をすることができない。

(6) 開札は、第2項第4号に掲げる日時及び場所で競争入札参加者等の立会いのもとに行うものとする。

(7) 競争入札参加者等が開札に立会わないときは、入札事務に関係のないセンター職員を立会わせて行うものとする。

(8) 競争入札参加者等が開札現場において、次の①～③に該当する行為があると認められたときは、入札から排除する。

①入札に際し、不当に価格を競り上げ、又は競り下げる目的をもって連合した者

②入札に参加することを妨げた者

③入札事務担当者の職務の執行を妨げた者

- (9) 競争入札参加者等は、開札時刻後において、入札現場に入場することができない。
- (10) 競争入札参加者等は、契約担当者が特に止むを得ない事情があると認めた場合のほか、入札現場を退場することができない。

## 8. 入札の無効

競争入札参加者等が次の各号の一に該当する場合における入札は、無効とする。

- (1) 第4項に掲げる資格を有していない者または前項第8号に該当する者の行った入札。
- (2) 郵送により提出された入札書が所定の日時までには到着しなかったとき。
- (3) 提出された入札書が、その封筒の表記から当該入札の入札書であることが確認し難いとき。
- (4) 入札書の記載事項が不明なとき。
- (5) 入札書に記名、押印並びに代理人の場合は、代理人の表示がないとき。
- (6) 同一人が2以上の入札書を提出したとき。
- (7) 競争入札参加者等が他の競争入札参加者の代理人として入札書を提出したとき。
- (8) 前各号のほか、入札に必要な条件を備えないとき。

## 9. 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限に達した入札者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。落札者がいないときは、直ちに再度の入札を行うことがある。  
ただし、郵便による入札があった場合は、別に定める日時に再度の入札を行う。  
入札の回数は、原則として3回以内とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、競争参加者のうちから、くじにより落札者を決定する。  
当該競争参加者のうち出席しない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のないセンターの職員がくじを引くものとする。
- (3) 前各号においても、センターの予定価格に達しない場合は、3回目の最低入札価格提示者と減額交渉を行うものとする。
- (4) 落札者が契約担当者の定める期日までに、センターが妥当と判断する理由により契約書の取り交わしをしないときには、落札者の決定を取り消すことができるものとする。
- (5) 労働者派遣契約の場合、6. の技術審査に合格したスキルシートに該当する派遣候補者が確保されていることが前提であり、落札後、スキルシートに該当する派遣候補者が派遣できない場合は、落札者の決定を取り消すことができるものとする。

## 10. 契約書の作成

本契約には、センターの定める契約条件による契約書を作成する。

## 11. その他

### (1) 提出書類

- ① 2026年 7月29日(水) 午後4時まで (FAX・電子メール可)
  - ・質問書(参考資料4)
- ② 2026年 8月 5日(水) 午後4時まで(電子メール可)
  - ・資格審査結果通知書(全省庁統一資格)等の写し 1部
  - ・入札仕様書(参考資料5) 1部
  - ・参考見積書(消費税が分かる内訳書含む) 1部
  - ・契約者情報連絡書 1部
  - ・資格要件確認書に記載されている資料 1部

### ③入札・開札当日

- ・代理人が入札する場合は、その者に対する委任状(参考資料1)または、これに準ずる書類。

- (2) 入札に必要な費用は、全て入札者の負担とする。
- (3) 開示した資料・図面等は必ず返却する。

## 提出書類確認表

案件名：「放射線管理用モニタ等定期点検」

開札日：2026年 8月25日(火) 午前10時00分

確認	提出書類名	提出期限	参考資料No.	備考
	質問書	2026年 7月29日(水) 午後4時まで(電子メール可)	4	入札参加者は必ず提出すること
	資格審査結果通知書 (全省庁統一資格)等の写し	2026年 8月 5日(水) 午後4時まで(電子メール可)	—	
	入札仕様書	2026年 8月 5日(水) 午後4時まで(電子メール可)	5	(A)～(C)を参考にすること
	参考見積書	2026年 8月 5日(水) 午後4時まで(電子メール可)	—	消費税が分かる内訳書含む
	資格要件確認書 (記載されている資料含む)	2026年 8月 5日(水) 午後4時まで(電子メール可)	6	記入例を参考にすること
			7	「品質保証計画書」を提出済の場合参考にすること
	契約者情報連絡書	2026年 8月 5日(水) 午後4時まで(電子メール可)	10	「紙の契約書」か「電子契約」かを必ず選択すること
	入札辞退届	決定後速やかに(電子メール可)	3	
	入札書	【郵送の場合】2026年 8月24日(月) 午後5時必着	2	「入札書」と「委任状」についてを参考にすること
	委任状	【郵送の場合】2026年 8月24日(月) 午後5時必着	1	「入札書」と「委任状」についてを参考にすること

提出方法 (いずれか)	⇒	郵送、持参
押印の省略	⇒	不可

参考資料 1(A)

(支店長等が一定期間代理人となる場合)

年 月 日

※提出日を記入  
(郵送の場合は発送日)

## 委 任 状

公益財団法人核物質管理センター

総務部長 猪狩 和 殿

住 所

会 社 名

代表者名

印

※代表者の肩書と氏名を記入

私は、下記の者を代理人と定め、下記は一切の権限を委任します。

### 記

代理人、住 所

※支店・営業所等の所在地を記入

会 社 名

※会社名及び支店・営業所等の名称を記入

代理人名

印

※代理人の肩書及び氏名を記入

委任事項

1. 入札及び見積に関する件
2. 契約締結に関する件
3. 契約代金の請求及び受領に関する件
4. 復代理の選任に関する件
5. 【その他、必要に応じて記載】

委任期間

〇〇年〇月〇日から〇〇年〇月〇日まで

代理人使用印鑑	印
---------	---

※これは参考例であり、必要に応じ適宜追加・修正して差し支えない。

提出方法 (いずれか)	⇒	郵送、持参
押印の省略	⇒	不可

参考資料 1(B)

(社員等が入札のつど代理人となる場合)

年 月 日

※提出日を記入  
(郵送の場合は発送日)

## 委 任 状

公益財団法人核物質管理センター

総務部長 猪狩 和 殿

住 所

会 社 名

代表者名

印

※代表者の肩書と氏名を記入

私は、\_\_\_\_\_を代理人と定め、下記は一切の権限を委任します。

※代理人の氏名を記入

記

### 委任事項

2026年8月25日に行われる「放射線管理用モニタ等定期点検」の入札に関する件について

代理人使用印鑑	印
---------	---

※これは参考例であり、必要に応じ適宜追加・修正して差し支えない。



◆ 必ずお読みください ◆

## 「入札書」と「委任状」について

入札者により提出いただく「入札書」と「委任状」が異なります。  
下記を参考の上書類を作成、提出してください。

入札者	提出書類	参考資料 No.	書類記載名	押印 省略	提出方法	
代表者	入札書	2 (A)	「代表者」	不可	郵送又は持参	
	委任状	1 通目	—	—	—	
		2 通目	—	—	—	
代理人	入札書	2 (B)	「代表者」と「代理人」	不可	郵送又は持参	
	委任状	* 1 通目	*1(A) 又は 1(B)	「代表者」から「代理人」へ	不可	郵送又は持参
		2 通目	—	—	—	—
復代理人	入札書	2 (C)	「代理人」と「復代理人」	不可	郵送又は持参	
	委任状	* 1 通目	*1(A) 又は 1(B)	「代表者」から「代理人」へ	不可	郵送又は持参
		2 通目	1 (C)	「代理人」から「復代理人」へ		

※ 代 表 者 : 「資格審査結果通知書(全省庁統一資格)」記載の法人代表者

代 理 人 : 代表者以外(支店長、部長、課長等の社員等)

復代理人 : 代理人が更に選任した代理人(支店等の社員等)

提出方法 (いづれか)	→	郵送、持参
押印の省略	→	不可

参考資料 2(A)  
(代表者が入札する場合)

## 入 札 書

件 名：「放射線管理用モニタ等定期点検」

上記件名を入札説明書に定められた事項を承諾のうえ、下記のとおり入札いたします。

入札金額	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

(消費税及び地方消費税を除いた金額)

年 月 日

※提出日を記入  
(郵送の場合は発送日)

公益財団法人核物質管理センター

総務部長 猪狩 和 殿

住 所

会 社 名

代表者名

印

※代表者の肩書と氏名を記入

提出方法 (いずれか)	→	郵送、持参
押印の省略	→	不可

参考資料 2(B)  
(社員等の代理人が入札する場合)

## 入 札 書

件 名：「放射線管理用モニタ等定期点検」

上記件名を入札説明書に定められた事項を承諾のうえ、下記のとおり入札いたします。

入札金額	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

(消費税及び地方消費税を除いた金額)

年 月 日

※提出日を記入  
(郵送の場合は発送日)

公益財団法人核物質管理センター  
総務部長 猪狩 和 殿

住 所

会 社 名

代表者名

印

※代表者の肩書と氏名を記入

代理人名

印

※委任状に記載の代理人の肩書と氏名を記入

提出方法 (いづれか)	→	郵送、持参
押印の省略	→	不可

参考資料 2(C)

(支店等の社員等が復代理人として入札する場合)

## 入 札 書

件 名：「放射線管理用モニタ等定期点検」

上記件名を入札説明書に定められた事項を承諾のうえ、下記のとおり入札いたします。

入札金額	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

(消費税及び地方消費税を除いた金額)

年 月 日

※提出日を記入  
(郵送の場合は発送日)

公益財団法人核物質管理センター

総務部長 猪狩 和 殿

住 所

会 社 名

代理人名

印

※委任状に記載の代理人の肩書と氏名を記入

復代理人名

印

※委任状に記載の復代理人氏名を記入

提出方法 (いずれか)	⇒ FAX、電子メール、郵送、持参
押印の省略	⇒ 可

※本書類は参考見積書に添付してご提出ください。

公益財団法人 核物質管理センター 御中

年 月 日

## 契約者情報連絡書

案 件 名	「放射線管理用モニタ等定期点検」
-------	------------------

契約書記載情報	※契約書に記載する「契約名義人」情報を記載してください。
所在地	(〒 - )
名称	
役職	
氏名	
契約名義人 (口内に✓を記入する)	「資格審査結果通知書(全省庁統一資格)」記載の法人代表者と <input type="checkbox"/> 同じ <input type="checkbox"/> 異なる(代理人)⇒ 代表者から代理人への「委任状」を提出してください
※注意事項	※契約名義人はセンターと契約締結をする代表者または代理人です。 (契約日が4月1日の場合は4月1日時点の契約名義人を記載) ※ 契約名義人に変更があった場合は速やかに本書類の再提出をお願いします。

契約書送付先情報	※「契約書を送付する」情報を記載してください。
住所	(〒 - )
名称	
所属	
役職	
フリガナ	
氏名	
電話番号	- -
契約書 (口内に✓を記入する)	<input type="checkbox"/> 紙の契約書 <input type="checkbox"/> 電子契約    で取り交わし希望
電子契約書送付先アドレス	@

	(Tで始まる13桁の数字) T
---	--------------------

※「登録番号」について、ご不明な点がございましたら下記までお問合せください。  
(公財)核物質管理センター 総務部 経理課 TEL:03-5816-7764

センター使用欄	
---------	--

提出方法 (いずれか)	⇒ FAX、電子メール、郵送、持参
押印の省略	⇒ 可

## 入 札 辞 退 届

件 名：「放射線管理用モニタ等定期点検」

上記の入札を都合により辞退します。

年 月 日

公益財団法人核物質管理センター

総務部長 猪狩 和 殿

住 所

会 社 名

責任者名

担当者名

連絡先

※これは参考例であり、必要に応じ適宜追加・修正して差し支えない。

提出方法 ⇒ FAX、電子メール、郵送、持参  
(いずれか)

押印の省略 ⇒ 可

参考資料 4

参加者は必ず  
提出すること

※質疑がない場合でも、その旨を記載し提出すること

年 月 日

「放射線管理用モニタ等定期点検」に係る質問書

会社名	
連絡先	担当者名 TEL FAX
質 問	
回 答	

センター使用欄

提出方法 (いずれか)	→ 電子メール、郵送、持参
押印の省略	→ 可

参考資料 5(A)

**【入札仕様書作成例】(表紙)**

公益財団法人核物質管理センター殿

入札仕様書

件 名 「放射線管理用モニタ等定期点検」

会 社 名 :

責任者名 :

担当者名 :

連絡先 :

提出方法 (いずれか)	⇒	電子メール、郵送、持参
押印の省略	⇒	可

参考資料 5(B)

**(※変更点がない場合の記載例)**

入札仕様書につきましては、2026年7月8日付公示の仕様書のとおりと致します。

以 上

**【注意】** 指定された物品が「相当品」となる場合は

「参考資料 5(C)」（変更点がある場合の記載例）

に記載し提出すること

提出方法 (いづれか)	⇒ 電子メール、郵送、持参
押印の省略	⇒ 可

**(※変更点がある場合の記載例)**

入札仕様書につきまして、下記のとおり変更または追加致します。その他につきまして  
は、2026年7月8日付公示の仕様書のとおりと致します。

記

頁	項	仕様書内容 (当センター配布)	変更内容または追加内容	備考 (変更理由、追加理由等)

以上

**【注意】**指定された物品が「相当品」となる場合は、その旨を記載し提出すること

資格要件確認書						
契約番号	212-448	請求元課室	安全施設課			
契約件名	放射線管理用モニタ等定期点検	購買区分	A ・ (B)			
参加者名		評価の有無	(有) 無(下記の通り)			
評価項目	確認項目	証明資料	センター記入欄			
			判定	判定理由	判定者	
1 業務の実施・管理体制等	1.1 業務の実施体制	①業務の実施に十分な人員数及びスキル(業務遂行に必要な資格等)が確保されていること。	放射線管理機器等の点検作業に3年以上従事した経験者であることを証明する資料			請求元課室長
		②必要な業務分担(設計開発、製造、調達、試験、検査、保守、設置工事、品質保証等)及び管理体制(品質管理責任者、作業管理者等を含む)がとられていること。	組織体制			請求元課室長
	1.2 品質管理及び情報セキュリティ体制	①受注する製品及びサービスを要求項目に沿って提供できる品質管理システム(設計・開発を含む)が確立していること。	品質保証計画書又はISO9001登録証(付属書含む)の写し			請求元課室長
		②情報セキュリティに対する管理体制が確立していること。				請求元課室長
	1.3 コンプライアンス	①コンプライアンス違反の有無(有の場合はどのように改善したか。)				請求元課室長
		②不適合事象の有無(有の場合はどのように改善したか。)				請求元課室長
2 技術確認事項	2.1 技術能力の確認	放射線管理機器等の点検作業に3年以上従事した経験者であること。	放射線管理機器等の点検作業に3年以上従事した経験者であることを証明する資料			請求元課室長
	2.2 技術設備の確認	指示精度検査及び警報作動試験に使用する計測機器を確保していること。(校正証明書の写し又は校正の体系が確認できること。)	計測機器一覧等			請求元課室長
		検出器プラトー試験及び線源校正検査に使用する標準線源を確保していること。(校正証明書の写し又は校正の体系が確認できること。)	標準線源一覧等			
		線源校正検査に使用する標準線源を確保していること。(校正証明書の写し又は校正の体系が確認できること。)	標準線源一覧等			

2.2 技術設備 の確認	模擬入力による記録値の校正、調整に使用する計測機器を確保していること。(校正証明書の写し又は校正の体系が確認できること。)	計測機器一覧等			請求元 課室長
	表示精度及び伝送精度の確認に使用する計測機器を確保していること。(校正証明書の写し又は校正の体系が確認できること。)	計測機器一覧等			
	線源照射試験に使用する標準線源 ( $^{226}\text{Ra}$ ) を確保していること。(校正証明書の写し又は校正の体系が確認できること。)	標準線源一覧等			
	計数率指示精度の確認に使用する計測機器を確保していること。(校正証明書の写し又は校正の体系が確認できること。)	計測機器一覧等			
	計数効率試験に使用する標準線源を確保していること。(校正証明書の写し又は校正の体系が確認できること。)	標準線源一覧等			
2.3 物品性能 の確認					請求元 課室長
2.4 物品の実 績の確認					請求元 課室長
2.5					請求元 課室長
注) 各確認事項を証する資料名を「証明資料」欄に記載し、当該資料を入札仕様書又は見積書に添付のうえ契約担当者に提出すること。					



提出方法 (いずれか)	⇒	電子メール、郵送、持参
押印の省略	⇒	可

※当センターに提出した品質保証計画書に変更がない場合は、本書類のみご提出ください。

**【作成見本】**

公益財団法人 核物質管理センター 殿

件 名： 「放射線管理用モニタ等定期点検」

品質保証計画書につきましては、前回提出しました  
弊社規程第 版に変更はありません。

社 名：

担当者：

TEL：

※押印は必要ありません。

放射線管理用モニタ等定期点検  
仕様書

2026 年度

公益財団法人 核物質管理センター

## 目 次

1. 件名 .....	1
2. 目的及び概要 .....	1
3. 作業実施場所 .....	1
4. 納期 .....	1
5. 対象機器及び作業範囲等 .....	2
5.1 対象機器 .....	2
5.2 交換部品 .....	3
5.3 作業範囲 .....	3
5.4 作業内容 .....	3
5.5 契約外作業等の取扱い .....	4
6. 引渡し場所 .....	4
7. 作業に必要な資格等 .....	4
8. 支給品及び貸与品 .....	4
8.1 支給品 .....	4
8.2 貸与品 .....	4
9. 提出書類 .....	5
10. 検収条件 .....	5
11. 契約不適合責任 .....	5
12. 適用法規・規程等 .....	5
13. 特記事項 .....	6
別 添 点検項目及び判定基準 .....	7

1. 件名

放射線管理用モニタ等定期点検

2. 目的及び概要

本仕様書は、公益財団法人核物質管理センター（以下「センター」という。）東海保障措置センター（以下「東海センター」という。）の新分析棟等で使用している放射線管理用モニタ等及び原子力災害対策特別措置法に基づき設置したモニタリングポストの性能維持を目的とした定期点検を、受注者に請け負わせるための仕様を定めたものである。

3. 作業実施場所

(1) 茨城県那珂郡東海村白方字白根 2 番地の 53

東海センター内指定場所

(2) 受注者の任意の場所

「5.1 対象機器」のうちの  $\gamma$  線エリアモニタ 4 台の線源校正検査、監視用記録計（設置場所予備）7 台の点検を行う。

4. 納期

2027 年 2 月 26 日

作業開始日については東海センター安全施設課と調整を行うものとする。

5. 対象機器及び作業範囲等

5.1 対象機器

対象機器	メーカー	型式	設置場所	数量
(1) スタックダストモニタ	アロカ株式会社製	ACE-R74-25051-2	新分析棟 放射線監視盤	2台
(2) 室内ダストモニタ		ACE-R74-25051-1		3台
(3) 放射線監視盤		MSR-R74-5651R2		1式
(4) 移動型ダストモニタ(α線用)		MDR-R74-5651-1	新分析棟	1台
(5) 移動型ダストモニタ(β線用)		MDR-R74-5651-1	新分析棟	1台
(6) γ線エリアモニタ		MAR-781R1	新分析棟	4台
(7) 監視用記録計	横河電機株式会社製	μRS1800	新分析棟	2台
(8) 監視用記録計		μRS1800	保障措置分析棟	1台
(9) 監視用記録計		μRS1800	予備	1台
(10) 監視用記録計		μR10000		3台
(11) 監視用記録計		μR20000		3台
(12) γ線低線量モニタ	アロカ株式会社製	ADP-122、ACE-451	モニタリングポストNo.1	1式
(13) γ線スペクトロメータ		ASM-352		1台
(14) γ線高線量モニタ		RIC-338、ASE-452		1式
(15) 中性子線モニタ		ADN-324、ACE-463		1式
(16) ダストモニタ		ADC-121R1、ACE-453、ADP-122、ASM-454		1式
(17) ダスト・ヨウ素サンプラ		DSM-R74-21120		1台
(18) 監視用記録計	横河電機株式会社製	μRS1000		3台
(19) γ線低線量モニタ	アロカ株式会社製	ADP-122、ACE-451	モニタリングポストNo.2	1式
(20) γ線スペクトロメータ		ASM-352		1台
(21) γ線高線量モニタ		RIC-338、ASE-452		1式
(22) 監視用記録計	横河電機株式会社製	μRS1000		2台
(23) データ収集処理装置	アロカ株式会社製	PowerEdge T320	新分析棟	1式
(24) データ処理端末		OptiPlex 7010、OptiPlex 7020、NewPrvecision3460	新分析棟 事務棟	2式
(25) データ収集装置		FC-D28U-S	モニタリングポストNo1、No.2	2台

## 5.2 交換部品

交換部品	メーカー	型式	数量
0リング	アロカ株式会社製	G-55	7個
0リング	アロカ株式会社製	G-90	7個

## 5.3 作業範囲

- (1) 交換部品の調達
- (2) 交換部品の交換
- (3)  $\gamma$ 線エリアモニタ及び監視用記録計の運搬
- (4) 点検作業
- (5) 自主検査の助勢作業
- (6) 提出書類の作成及び提出

## 5.4 作業内容

### (1) 交換部品の調達

受注者は、「5.2 交換部品」に示す部品について調達すること。なお、相当品不可とする。また、作業に必要な消耗品等については、受注者が調達すること。

### (2) 交換部品の交換

受注者は、「5.2 交換部品」に示す部品の調達後、「5.1 対象機器」に示すスタックダストモニタ、室内ダストモニタ及び移動型ダストモニタの部品交換を行うこと。また、作業に必要な工具等は受注者が準備すること。なお、交換部品は、交換前に型式及び数量に間違いがないこと、外観に破損がないことを確認すること。

### (3) $\gamma$ 線エリアモニタ及び監視用記録計の運搬

受注者は、「5.1 対象機器」に示す $\gamma$ 線エリアモニタ及び監視用記録計（設置場所予備）について、引渡しの都度、梱包し、東海センターから受注者が点検を実施する場所までの間、運搬すること。また、点検後は受注者が点検を実施した場所から東海センターまでの間を運搬すること。なお、運搬は複数回に分けて実施するものとし、作業日並びに $\gamma$ 線エリアモニタ及び監視用記録計（設置場所予備）の台数については、東海センター安全施設課と調整の上、決定すること。

### (4) 点検作業

受注者は、「5.1 対象機器」に示す機器に対して、別添の「点検項目及び判定基準」を基に点検作業を行うこと。ただし、「5.1 対象機器」のうち、 $\gamma$ 線エリアモニタの線源校正検査及び監視用記録計（設置場所予備）は受注者の作業実施場所で行うものとし、東海センターにおける作業日については東海センター安全施設課と調整を行うものとする。また、点検実施後、対象機器に点検年月日が記載されたシールを貼付すること。なお、点検作業に使用する標準線源（ $^{131}\text{I}$ 、 $^{137}\text{Cs}$ 、 $^{226}\text{Ra}$ 、 $^{241}\text{Am}$ 及び $^{36}\text{Cl}$ ）は、受注者が準備すること。

(5) 自主検査の助勢作業

受注者は、点検作業終了後に実施する東海センター安全施設課の自主検査（「5.1 対象機器」のうち(7)～(25)は対象外）に対する助勢作業を行うこと。

(6) 提出書類の作成及び提出

受注者は「9. 提出書類」に示す書類を作成し、東海センター安全施設課へ提出すること。

5.5 契約外作業等の取扱い

受注者は、作業中に本契約外の作業等が必要であると判断した場合は、東海センター安全施設課と協議し、その決定に従うこと。

6. 引渡し場所

茨城県那珂郡東海村白方字白根 2 番地の 53  
東海センター内指定場所

7. 作業に必要な資格等

放射線管理機器等の点検作業に 3 年以上従事した経験者であること。

8. 支給品及び貸与品

8.1 支給品

- (1) 品 名：電気
- (2) 数 量：作業に必要な量
- (3) 支給場所：新分析棟及び保障措置分析棟の各室コンセント、モニタリングポスト No. 1 及び No. 2 のコンセント
- (4) 支給時期：本作業実施時間内
- (5) 支給方法：東海センター安全施設課立会いのもと、無償にて支給する。ただし、支給場所から使用場所までの電源ケーブル等の敷設は、受注者負担とする。

8.2 貸与品

- (1) 品 名：放射線防護具、個人線量計、梯子又は脚立、標準線源 ( $^{137}\text{Cs}$  及び  $^{252}\text{Cf}$ )
- (2) 数 量：必要数
- (3) 引渡場所：東海センター安全施設課居室又は新分析棟管理区域更衣室、保障措置分析棟管理区域更衣室、モニタリングポスト No. 1 及び No. 2
- (4) 引渡時期：本作業実施前
- (5) 引渡方法：東海センター安全施設課立会いのもと、無償で貸与する。なお、受注者は貸与期間中は適切な管理を行い、受注者の責任による損傷等が生じた場合は、これらを弁償するものとする。

## 9. 提出書類

書類名	提出時期	部数
作業員名簿 <sup>*1</sup>	契約後速やかに	1部
作業工程表	〃	1部
組織体制 <sup>*2</sup>	〃	1部
品質保証計画書又は ISO9001 登録証（付属書含む）の写し	〃	1部
計測機器の校正証明書の写し <sup>*3</sup>	作業開始 2 週間前まで	1部
標準線源の校正証明書の写し <sup>*3</sup>	〃	1部
作業要領書 <sup>*4</sup>	〃	1部
議事録	協議実施後速やかに	1部
作業報告書 <sup>*5</sup>	作業終了後 2 週間以内	1部

※1：「7. 作業に必要な資格等」の内容確認のため従事歴を記載すること。

※2：総括責任者、現場責任者、作業員等の体制及び連絡先を記載すること。

※3：公的機関の発行する校正証明書又は校正の体系が確認できる書類であること。

※4：作業要領書には作業手順、別添に示す点検項目及び判定基準を含めること。

※5：作業報告書には点検結果の所見を記載すること。また、 $\gamma$ 線エリアモニタ及び監視用記録計（設置場所予備）の返却日を記載すること。

（提出場所）東海センター安全施設課

## 10. 検収条件

「9. 提出書類」の確認、 $\gamma$ 線エリアモニタ及び監視用記録計の返却及び実施した作業が本仕様書の内容を完全に満たすと認めたことをもって検収とする。

## 11. 契約不適合責任

- (1) 受注者は、当該業務について仕様書及び契約内容等との不一致（以下「契約不適合」という。）が発見されたときは、センターの当該契約不適合にかかる請求に基づき、受注者の負担においてセンターが定めた期限までに、業務の再履行その他必要な措置を執らなければならない。
- (2) (1)の請求は、センターが当該契約不適合を知った時から1年以内に不適合の内容を受注者に通知する。ただし、当該契約不適合を知った時から5年を経過した場合もしくは検収後10年を超えて発見された契約不適合は除く。

## 12. 適用法規・規程等

- (1) 労働基準法
- (2) 労働安全衛生法
- (3) 原子力災害対策特別措置法
- (4) 東海センター核燃料物質使用施設等保安規定

- (5) その他関係法令、規格、基準等

### 13. 特記事項

- (1) 受注者は、本仕様書に記載のない事項又は本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、速やかにセンターと協議し、その決定に従うものとする。なお、協議事項及び協議結果等の記録（議事録）を作成し、速やかに東海センター安全施設課に提出すること。
- (2) 受注者は、「12. 適用法規・規程等」に示す関係法令等を遵守し作業時の安全を確保すること。
- (3) 受注者は本作業の実施にあたって、東海センター安全施設課の指示に従うものとする。また、火災、人的災害等の災害の発生防止に関し万全を期すこと。
- (4) 東海センター内の作業は原則として東海センターの就業時間内に実施し、緊急を要する作業で時間外に実施する必要がある場合は、予め東海センター安全施設課と協議し、その決定に従うものとする。
- (5) 作業中は、設備及び機器等に損傷を与えないように十分に注意すること。また、 $\gamma$ 線エリアモニタ及び監視用記録計（設置場所予備）の運搬、搬出入時及び受注者の作業実施場所における対象機器の紛失又は損傷には十分注意すること。万一、紛失又は損傷が生じた場合の責任は受注者とし、遅滞なく東海センター安全施設課へ報告を行い、その指示に従い速やかに原状回復を図ること。
- (6) 受注者の作業において、異常非常事態等が発生した場合、東海センター安全施設課に速やかに通報し東海センター安全施設課の指示に従い応急措置対応を行うこと。
- (7) 受注者は、作業を実施することにより取得した情報を東海センターの施設外に持ち出して公開することはできない。また、特定の第三者に対価を受け、又は無償で提供することはできない。
- (8) 受注者の作業時（ $\gamma$ 線エリアモニタの線源校正検査及び監視用記録計（設置場所予備）を除く）、 $\gamma$ 線エリアモニタ及び監視用記録計（設置場所予備）の引き渡し及び返却時には、東海センター安全施設課が立会う。また、指定場所以外の区域への立ち入り等の単独での行動は禁止する。
- (9) 写真撮影は構内全域で原則禁止とする。なお、写真撮影が必要な場合は東海センター安全施設課と協議し、その決定に従うものとする。
- (10) 本作業は、管理区域内での作業であるため、放射線業務従事者登録を行い実施すること。放射線業務従事者登録に伴う指定教育及び提出書類については別途指示する。
- (11) 受注者は、電気を使用する器具、工具、延長ケーブル等を東海センター内に持ち込む場合は、事前に点検を実施し、異常がないことが確認されたものを持ち込むこと。また、東海センター内で使用する前に東海センター安全施設課の点検を受けて合格したものを使用すること。

以上

## 点検項目及び判定基準 (1/11)

対象機器	点検項目	判定基準 (詳細は、作業要領書に記載すること。)
放射線監視 盤	1) スタックダストモニタ	
	① 外観点検	・ 機能に影響を及ぼす損傷等がないこと。
	② 単体動作・性能点検	
	a) 動作確認	・ 各機能が正常に動作すること。
	b) 指示精度検査 <sup>※6</sup> (計数率指示精度)	【LCD表示値】 ・ 各入力値に対し±(1%+1digit)以内であること。 【記録計指示値】 ・ 各入力値に対し±0.12dec以内であること。
	③ 総合試験	
	a) 検出器プラトー試験 <sup>※7</sup>	・ α線の標準線源 ( <sup>241</sup> Am) 及び β線の標準線源 ( <sup>36</sup> Cl) を使用し、以下の判定基準を満たすこと。 プラトー長：100V以上であること。 プラトー傾斜：10%/100V以下であること。
	b) 線源校正検査 <sup>※7</sup> (検出器の計数効率)	・ α線の標準線源 ( <sup>241</sup> Am) を使用し、計数効率が10%/4π以上であること。 ・ β線の標準線源 ( <sup>36</sup> Cl) を使用し、計数効率が15%/4π以上であること。
c) α/β線検出器の混入率 <sup>※7</sup>	・ β計数回路へのα線混入率5%以下であること。 ・ α計数回路へのβ線混入率0.1%以下であること。	
d) 警報作動試験 <sup>※6</sup> (警報動作確認)	・ 該当するモニタの警報表示が点灯し、監視盤等のブザーが吹鳴すること。	

※6：指示精度検査及び警報作動試験に使用する計測機器については、校正証明書の写し又は校正の体系が確認できる書類を提出すること。

※7：検出器プラトー試験及び線源校正検査に使用する標準線源については、校正証明書の写し又は校正の体系が確認できる書類を提出すること。

点検項目及び判定基準 (2/11)

対象機器	点検項目	判定基準 (詳細は、作業要領書に記載すること。)
放射線監視盤	2)室内ダストモニタ	
	①外観点検	・機能に影響を及ぼす損傷等がないこと。
	②単体動作・性能点検	
	a)動作確認	・各機能が正常に動作すること。
	b)指示精度検査 <sup>※6</sup> (計数率指示精度)	【LCD表示値】 ・各入力値に対し±(1%+1digit)以内であること。 【記録計指示値】 ・各入力値に対し±0.12dec以内であること。
	③総合試験	
	a)検出器プラトー試験 <sup>※7</sup> (検出部プラトー試験)	・α線の標準線源( <sup>241</sup> Am)及びβ線の標準線源( <sup>36</sup> Cl)を使用し、以下の判定基準を満たすこと。 プラトー長:100V以上であること。 プラトー傾斜:10%/100V以下であること。
	b)線源校正検査 <sup>※7</sup> (検出部のレスポンス)	・α線の標準線源( <sup>241</sup> Am)を使用し、計数効率が10%/4π以上であること。 ・β線の標準線源( <sup>36</sup> Cl)を使用し、計数効率が15%/4π以上であること。
	c)α/β線検出器の混入率	・β計数回路へのα線混入率5%以下であること。 ・α計数回路へのβ線混入率0.1%以下であること。
	d)警報作動試験 <sup>※6</sup> (警報動作確認)	・該当するモニタの警報表示が点灯し、監視盤等のブザーが吹鳴すること。
	3)放射線監視盤(1式)	
	①収集装置(1台) a)機能検査	・各機能が正常に動作すること。
	②監視装置(2台) a)機能検査	
	③サーバ装置(1台) a)機能検査	

※6: 指示精度検査及び警報作動試験に使用する計測機器については、校正証明書の写し又は校正の体系が確認できる書類を提出すること。

※7: 検出器プラトー試験及び線源校正検査に使用する標準線源については、校正証明書の写し又は校正の体系が確認できる書類を提出すること。

点検項目及び判定基準 (3/11)

対象機器	点検項目	判定基準 (詳細は、作業要領書に記載すること。)
移動型ダストモニタ ( $\alpha$ 線用)、( $\beta$ 線用)	1)ダストモニタの指示計 ( $\alpha$ 線用、 $\beta$ 線用共通)	
	①外観点検	・機能に影響を及ぼす損傷等がないこと。
	②単体動作・性能点検	
	a)電源投入時の表示確認	・各機能が正常に動作すること。
	b)低圧電圧の確認 <sup>※6</sup>	【実測値】 ・(+12V) : +12V $\pm$ 0.4V以内であること。 ・(デジタル系) : +5V $\pm$ 0.2V以内であること。 ・(検出器系 VD) : +5V $\pm$ 0.2V以内であること。 【LCD表示値】 ・(+12V) : 実測値 $\pm$ 0.4V以内であること。 ・(デジタル系) : 実測値 $\pm$ 0.2V以内であること。 ・(検出器系 VD) : 実測値 $\pm$ 0.2V以内であること。
	c)高圧電源の確認	・設定値 $\pm$ 30V以内であること。
	d)指示精度検査 <sup>※6</sup> (計数率指示精度)	【LED表示値】 ・各入力に対し $\pm$ (1%+1digit)以内であること。 ・フルスケールオーバー時は「999」で点滅すること。 【記録計出力】 ・各入力に対し $\pm$ 0.12デカード以内であること。
	e)警報作動試験 <sup>※6</sup> (警報シーケンスの確認)	・警報が正常に動作すること。
	2)ダスト・ヨウ素サンプラ ( $\alpha$ 線用、 $\beta$ 線用共通)	
	①外観点検	・機能に影響を及ぼす損傷等がないこと。
	②単体動作・性能点検	
	a)手動制御動作確認	・各機能が正常に動作すること。
	b)タイマ制御動作確認	
	c)積算流量制御動作確認	
	d)警報動作の確認	
e)リーク試験	・定格流量(100 l/min)の5%以下であること。	
f)最大流量試験	・100 l/min以上であること。	

※6：低圧電圧の確認、指示精度検査及び警報作動試験に使用する計測機器については、校正証明書の写し又は校正の体系が確認できる書類を提出すること。

点検項目及び判定基準 (4/11)

対象機器	点検項目	判定基準 (詳細は、作業要領書に記載すること。)
移動型ガス トモニタ ( $\alpha$ 線 用)、( $\beta$ 線 用)	3) 総合試験 ( $\alpha$ 線用)	
	① 検出器プラトー試験 <sup>※7</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <math>\alpha</math>線の標準線源 (<math>^{241}\text{Am}</math>) を使用し、以下の判定基準を満たすこと。 プラトー長：150V 以上であること。 プラトー傾斜：5%/100V 以下であること。</li> </ul>
	② 線源校正検査 <sup>※7</sup> (検出器の計数効率)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <math>\alpha</math>線の標準線源 (<math>^{241}\text{Am}</math>) を使用し、計数効率が 10% /<math>4\pi</math> 以上であること。</li> </ul>
	4) 総合試験 ( $\beta$ 線用)	
	① 検出器プラトー試験 <sup>※7</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <math>\beta</math>線の標準線源 (<math>^{36}\text{Cl}</math>) を使用し、以下の判定基準を満たすこと。 プラトー長：150V 以上であること。 プラトー傾斜：5%/100V 以下であること。</li> </ul>
② 線源校正検査 <sup>※7</sup> (検出器の計数効率)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <math>\beta</math>線の標準線源 (<math>^{36}\text{Cl}</math>) を使用し、計数効率が 20% /<math>4\pi</math> 以上であること。</li> </ul>	

※7：検出器プラトー試験及び線源校正検査に使用する標準線源については、校正証明書の写し又は校正の体系が確認できる書類を提出すること。

点検項目及び判定基準 (5/11)

対象機器	点検項目	判定基準 (詳細は、作業要領書に記載すること。)
γ線エリア モニタ	1) γ線エリアモニタ	
	①外観点検	・機能に影響を及ぼす損傷等がないこと。
	②単体動作・性能点検	
	a) 電源投入時の表示確認	・各機能が正常に動作すること。
	b) 低圧電圧の確認 <sup>※6</sup>	【チェック端子】 ・(TP2) : +5V ± 0.3V 以内であること。 ・(TP5) : +3.3V ± 0.3V 以内であること。 【LCD表示値】 ・+5.6V ± 0.5V 以内であること。
	c) 指示精度検査 <sup>※6</sup> (指示精度)	【LED表示値及びエリアモニタ外部表示器】 ・各入力に対し±(1%+1digit) 以内であること。 ・フルスケールオーバー時は「999.9」で点滅すること。 【記録計出力】 ・各入力に対し±0.12デカード以内であること。
	2) 総合試験	
	①警報動作試験 <sup>※6</sup> (警報動作確認)	・該当するモニタの警報表示が点灯し、監視盤等のブザーが吹鳴すること。
②線源校正検査 <sup>※8</sup> (照射試験)	・γ線の標準線源 ( <sup>137</sup> Cs) を使用し、平均測定値が照射線量に対し±10%以内であること。	

※6：低圧電圧の確認、指示精度検査及び警報動作試験に使用する計測機器については、校正証明書の写し又は校正の体系が確認できる書類を提出すること。

※8：線源校正検査に使用する標準線源については、校正証明書の写し又は校正の体系が確認できる書類を提出すること。

点検項目及び判定基準 (6/11)

対象機器 型式	点検項目	判定基準 (詳細は、作業要領書に記載すること。)
監視用記録計 μ RS1800 型	1) 記録計	
	① 点検前のリスト印字確認	・記録計のアラームが発生していないこと。
	② 内観、外観目視点検及び外観清掃	・本体の外観清掃を行うこと。 ・内観、外観に破損などが無いこと。
	③ キャリッジシャフトへのグリス塗布	・キャリッジシャフトを清掃し、グリスを塗布すること。 ・キャリッジ動作がスムーズであること。
	④ テストモードによる各機能検査	・打点位置 (0%及び 100%) を確認し、正常であることを確認すること。正常でなければ、調整を行うこと。
	⑤ 模擬入力による記録値の校正、調整※9	・計測機器を記録計に接続し、模擬信号による記録計の校正を行うこと。
監視用記録計 μ RS1000 型、 μ R10000 型、 μ R20000 型	1) 記録計	
	① 点検前のリスト印字確認	・記録計のアラームが発生していないこと。
	② 内観、外観目視点検及び外観清掃	・本体の内部、外部の清掃を行うこと。 ・内観、外観に破損などが無いこと。
	③ テストモードによる各機能検査	・打点位置 (0%及び 100%) を確認し、正常であることを確認すること。正常でなければ、調整を行うこと。
	④ 模擬入力による記録値の校正、調整※9	・計測機器を記録計に接続し、模擬信号による記録計の校正を行うこと。
	⑤ 点検前のリスト印字と点検後のリスト印字との照合	・点検前の①の記録と点検後の記録を照合し、装置に異常が無いこと。異常がある場合は、調整を行うこと。

※9: 模擬入力による記録値の校正、調整に使用する計測機器については、校正証明書の写し又は校正の体系が確認できる書類を提出すること。

点検項目及び判定基準 (7/11)

対象機器	点検項目	判定基準 (詳細は、作業要領書に記載すること。)
γ線低線量モニタ及びγ線スペクトロメータ	1) 2"φ×2"NaI シンチレーション検出器	
	① エネルギー分解能	・ <sup>137</sup> Csのエネルギー分解能が10%以下であること。
	2) 低線量測定装置	
	① 基本動作確認(画面表示、キー入力、機能動作)	・基本動作が正常であること。
	② 表示精度及び伝送精度の確認※10 (LCD表示値、記録計指示値、データ処理装置表示値)	・表示精度及び伝送精度が以下の値以内であること。 ・LCD表示値：入力値に対して±(1%+1digit) ・記録計指示値：入力値に対し±0.06dec ・データ処理装置表示値：入力値に対し±(2%+1digit)
	3) γ線スペクトロメータ	
	① 基本動作確認(画面表示、キー入力、機能動作)	・基本動作が正常であること。
	② AMP・ADCの確認	・AMP-GAINとして、600ch時の入力信号波高値が150mV±40mV以内であること。また、ADCの分解能が1~2chであること。
	③ 通過率測定	・各チャンネルの通過率が理論値に対して、以下の値以内であること。 ・100keV~3MeV：±3% ・50~100keV：±10%
	4) 総合試験	
	① 警報動作試験	・警報動作が正常であること。
	② キャリブレーション	・ <sup>137</sup> Csのピーク位置が132.4±1ch以内にあること。
	③ 線源照射試験	・ <sup>137</sup> Csの標準線源を使用し、照射値に対して、各計測値が以下の範囲内であること。 ・データ処理装置：±10% ・LCD表示値：±10% ・記録計指示値：±0.12dec

※10：表示精度及び伝送精度の確認に使用する計測機器については、校正証明書の写し又は校正の体系が確認できる書類を提出すること。

点検項目及び判定基準 (8/11)

対象機器	点検項目	判定基準 (詳細は、作業要領書に記載すること。)
γ線高線量モニタ	1) 高線量測定装置	
	① 基本動作確認 (画面表示、キー入力、機能動作)	・基本動作が正常であること。
	② 表示精度及び伝送精度の確認※10 (LCD表示値、記録計指示値、データ処理装置表示値)	・表示精度及び伝送精度が以下の値以内であること。 ・LCD表示値：入力値に対して ± (1%+1digit) ・記録計指示値：入力値に対し ±0.08dec ・データ処理装置表示値：入力値に対し ± (2%+1digit)
	2) 総合試験	
	① 警報動作試験	・警報動作が正常であること。
中性子線モニタ	② 線源照射試験※11 (線源密着による指示値の確認)	・ <sup>137</sup> Csの標準線源を使用し、照射値に対して、各計測値が以下の範囲内であること。また、 <sup>226</sup> Raの標準線源を使用し、初回点検時のデータに対して、各計測値が以下の範囲内であること。 ・データ処理装置：±10% ・LCD表示値：±10% ・記録計指示値：±0.16dec
	1) 中性子線測定装置	
中性子線モニタ	① 基本動作確認 (画面表示、キー入力、機能動作)	・基本動作が正常であること。
	② 表示精度及び伝送精度の確認※10 (LCD表示値、記録計指示値、データ処理装置表示値)	・表示精度及び伝送精度が以下の値以内であること。 ・LCD表示値：入力値に対して ± (1%+1digit) ・記録計指示値：入力値に対し ±0.12dec ・データ処理装置表示値：入力値に対し ± (2%+1digit)

※10：表示精度及び伝送精度の確認に使用する計測機器については、校正証明書の写し又は校正の体系が確認できる書類を提出すること。

※11：線源照射試験に使用する標準線源 (<sup>226</sup>Ra) については、校正証明書の写し又は校正の体系が確認できる書類を提出すること。

点検項目及び判定基準 (9/11)

対象機器	点検項目	判定基準 (詳細は、作業要領書に記載すること。)
中性子線モニタ	2) 総合試験	
	① 警報動作試験	・ 警報動作が正常であること。
	② 線源照射試験	・ $^{252}\text{Cf}$ の標準線源を使用し、納入時の基準測定値に対して、データ処理装置の表示値が $\pm 20\%$ の範囲内にあること。
	3) BG 値確認	・ BG 値が $36\text{h}^{-1}$ 以下であること。
ダストモニタ、ダスト・ヨウ素サンプラ	1) ダスト測定装置	
	① 基本動作確認 (画面表示、キー入力、機能動作)	・ 基本動作が正常であること。
	② 計数率指示精度 <sup>※12</sup> (LCD 表示値、記録計指示値、データ処理装置表示値)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計数率指示精度が以下の値以内であること。</li> <li>・ LCD 表示値：入力値に対して <math>\pm (1\%+1\text{digit})</math></li> <li>・ 記録計指示値：入力値に対し <math>\pm 0.12\text{dec}</math></li> <li>・ データ処理装置表示値：入力値に対し <math>\pm (2\%+1\text{digit})</math></li> </ul>
③ 警報動作試験	・ 警報動作が正常であること。	

※12：計数率指示精度の確認に使用する計測機器については、校正証明書の写し又は校正の体系が確認できる書類を提出すること。

点検項目及び判定基準 (10/11)

対象機器	点検項目	判定基準 (詳細は、作業要領書に記載すること。)
ダストモニタ、 ダスト・ヨウ素 サンプラ	2)ダスト・ヨウ素サンプラ	
	① ポンプのオーバーホール (KRX6-SS-1580-G)	・ポンプをオーバーホールすること。
	② 遠隔動作の確認	・遠隔動作、手元動作が正常であること。
	③ 手元動作の確認	・遠隔動作、手元動作が正常であること。
	④ 流量比較試験	・ダスト測定時のマスフローメータ 一指示値及び LCD 指示値が以下の 値以内であること。 ・マスフローメータ指示値： F. S. (300L/min) に対して±10% 以内 ・LCD 指示値:F. S. (300L/min) に対 して±11%以内
⑤ リーク試験	・リーク量が定格流量(250L/min)の 5%以下であること。	

点検項目及び判定基準 (11/11)

対象機器	点検項目	判定基準 (詳細は、作業要領書に記載すること。)
ダストモニタ、 ダスト・ヨウ素 サンプラ	3) 総合試験 (ダストモニタ)	
	① 警報動作試験	・警報動作が正常であること。
	② 計数効率試験 <sup>※13</sup> (検出器の計数効率)	・標準線源を使用して計数効率を測定する。計数効率は以下の値以上であること。 ・ $\alpha$ 線 ( $^{241}\text{Am}$ ) : $10\%/4\pi$ ・ $\beta$ 線 ( $^{36}\text{Cl}$ ) : $15\%/4\pi$
	③ 最高検出感度	・BGを測定し、最高検出感度を算出する。検出限界値は以下の値以下であること。 ・ $\alpha$ 線 : $5.0 \times 10^{-9}\text{Bq/m}^3$ ・ $\beta$ 線 : $5.0 \times 10^{-8}\text{Bq/m}^3$
データ収集処理 装置	1) サーバ装置	
	① データ収集確認	・サーバ内に機器のデータが収集されていること。
	② クリーニング作業	・サーバ装置を清掃すること。
データ処理端 末、データ収集 装置	1) 監視用 PC	
	① データ閲覧確認	・監視用 PC でサーバ内に記録されている機器のデータが確認できること。
	② クリーニング作業	・監視用 PC を清掃すること。

※13 : 計数効率試験に使用する標準線源については、校正証明書の写し又は校正の体系が確認できる書類を提出すること。